明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千八十七号（北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件（外務三〇）　一

告示

○外務省告示第三十号

平成二十五年一月二十二日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、平成二十四年十二月十二日（日本時間）の北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル発射を安全保障理事会決議第千七百十八号及び同第千八百七十四号違反としつつ、北朝鮮に対する制裁を拡充・強化する次の決議が全会一致で採択された。

平成二十五年一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十三年一月二十二日に国際連合安全保障理事会がその第六千九百四回会合において採択した決議第二千八十七号（二千十三年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千五百四十号（二千四年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）及び第千八百八十七号（二千九年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）及び二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）を想起し、

関連する安全保障理事会決議によって課される制限を含む国際法に従ってすべての国が有する、宇宙空間を開発し利用する自由を認識し、

1. 弾道ミサイル技術を使用しかつ決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）に違反した、二千十二年十二月十二日の北朝鮮の発射を非難する。

2. 北朝鮮に対し、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射もこれ以上実施しないこと、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止することにより決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）を遵守すること及び、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。

3. 北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、関連するすべての活動を直ちに停止すること及び弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなる挑発もこれ以上実施しないことを含む、決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

4. 決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）に含まれる現行の制裁措置を再確認する。

5. 決議第千七百十八号（二千六年）8の規定により課され、決議第千八百七十四号（二千九年）により修正された措置を想起し、次のとおり定める。

（a）決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体に適用され、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は附属書Ⅰに記載される個人に適用される。

（b）決議第千七百十八号（二千六年）8（a）、8（b）及び8（c）の規定において課される措置は、INFCIRC／二五四／Rev.11／Part1及びINFCIRC／二五四／Rev.8／Part2並びに文書S／二〇一二／九四七の品目に適用される。

6. 決議第千八百七十四号（二千九年）18の規定を想起し、加盟国に対し、この関連で、自国民、自国の領域内の者、金融機関及び自国の法律の下に組織されたその他の団体（海外の支店を含む。）による北朝鮮に所在する金融機関との若しくはそれに代わって行う活動、又は支店、代表事務所、代理店及び海外の子会社を含む北朝鮮金融機関に代わって若しくはそれらの指示により行動する者の活動の監視を含め、警戒を強化することを要請する。

7. 決議第千七百十八号（二千六年）に従って設立された委員会に対し、船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮船籍の船舶が決議第千八百七十四号（二千九年）12の規定に従った検査を拒否した場合に関して、実施支援通報を発出するよう指示する。

8. 決議第千八百七十四号（二千九年）14の規定を想起し、さらに、各国は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）及びこの決議の規定に従い品目を押収し処分することができることを想起し、さらに、各国が処分する方法には、破壊、使用し得ない状態にすること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

9. 決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）において課される措置は、その品目が何であれ、取引に関連する国が、指定された個人又は団体が当該品目の移転に係る送り主、意図された受け手又は仲介者であると信じる合理的な根拠を示す情報を有する場合には、当該品目の移転を禁止していることを明確にする。

10. 決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）の規定を実施するために取った措置について未だ報告していない加盟国に対し、報告するよう要請し、他の加盟国に対し、決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）の規定の実施に関する追加的な情報がある場合には、これを提出することを奨励する。

11. 国際機関に対し、北朝鮮に関するそのすべての活動が決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）の規定と適合することを確保するために必要な措置をとることを奨励し、さらに、関連諸機関が、これらの決議の規定に関連し得る北朝鮮関連活動に関し、委員会に関与することを奨励する。

12. 制裁を回避するための大量の現金の使用を含む、決議第千七百十八号（二千六年）及び第千八百七十四号（二千九年）において課される措置の違反を遺憾とし、決議第千七百十八号（二千六年）又は第千八百七十四号（二千九年）により禁止される活動に貢献し得るあらゆる品目の北朝鮮に対する若しくは北朝鮮からの又は各国の領域を通過する供給、販売又は移転に対する懸念及びこれに関する各国による適切な行動の重要性を強調し、各国に対し、指定された個